

「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定（一部変更）」締結式

本会では、令和元年9月に岐阜県で発生した豚コレラ、アジア諸国におけるアフリカ豚コレラの発生を踏まえ、令和2年1月24日、県と締結していた「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」に新たに低病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、アフリカ豚コレラを対象とし、再締結しました。

具体的な内容としては、県から防疫対策業務の実施について要請があった場合に、本会会員企業が処分家畜などの埋却場所の掘削作業、処分家畜などの搬出及び埋却の各作業にあたります。



本会鈴木専務理事（左）と県畜産課森口課長

なお、平成20年に「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」に関して、鳥インフルエンザが発生した場合の処分鶏などの円滑な埋却作業への協力について締結しており、平成22年にも宮崎県で口蹄疫が発生したことを受け、口蹄疫を対象に加え、本協定を再締結しています。